



2023年5月25日

各位

会社名 gooddays ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 博  
(コード番号: 4437 東証グロース)  
問合せ先 取締役グループ企画本部長 横田 真清  
(TEL. 03-5781-9070)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月25日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月28日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的の変更

当社及び当社子会社の事業の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。

##### (2) 剰余金の配当等の決定機関の変更

機動的な資本政策や、不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な場合となっても安定的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条(剰余金の配当等)を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)、現行定款第45条(期末配当金)、及び同第46条(中間配当金)を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月28日(水)(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月28日(水)(予定)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、経営指導料を収受すること及び次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～26. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>27. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、経営指導料を収受すること及び次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～26. (現行どおり)</p> <p>27. サウナ・温泉浴場施設の経営及び管理</p> <p>28. 飲食業</p> <p>29. 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第6条 (記載省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p>	<p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することが出来る。</p>	
<p>第8条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条～第43条 (条数変更)</p> <p>(剰余金の配当等)</p>
	<p>第44条 当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項の各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、<u>期末配当金</u>）という。）を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当金)</p>	<p>(削除)</p>

<p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p>
<p>2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p>

以 上